

公 示 書

国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所において、自動販売機（飲料）の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

令和 6年 1月 9日
国土交通省北陸地方整備局
黒部河川事務所長 湯原 麻子

1. 対象事業者

国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所において自動販売機（飲料）の営業を希望する者 [1事業者]

2. 対象施設

国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所
所在地 富山県黒部市天神新173番地
電 話 0765-52-1122
施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

3. 業務期間

令和6年 4月 1日～令和7年 3月31日
ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。
なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

4. 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

5. 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

令和6年1月9日（火）から令和6年1月22日（月）までの間に、黒部河川事務所総務課において書面により交付する（平日の8時30分から17時まで）。
また、郵送による交付を希望する者は、電話で令和6年1月16日（火）までに申し出ること。

6. 申請書等についての個別説明

公示後、自動販売機（飲料）の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を令和6年1月9日（火）から1月22日（月）までの8時30分から16時までの間、黒部河川事務所総務課（0765-52-1122）において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。

個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

7. 営業の条件

別紙2「営業条件（自動販売機 飲料）」のとおり

8. 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

9. 提出書類

- (1) 黒部河川事務所における自動販売機（飲料）営業申請書
- (2) 添付書類
 - ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
 - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
 - ③ 店舗別営業開始日一覧表
 - ④ 過去3年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
 - ⑤ 経営規模等調査票
 - ⑥ 納税証明書
法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）
個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
 - ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）
 - ⑧ 直近3期分の決算書
法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
 - ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
 - ⑩ 提案書（A4判両面20枚以内）

⑪ 誓約書及び役員名簿

* なお、詳細については個別説明時に行う。

10. 申請書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月1日（木）16時までに黒部河川事務所総務課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

11. 営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

12. その他

- (1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長は、提出された申請書及び資料を審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

問い合わせ先：富山県黒部市天神新173番地
黒部河川事務所 総務課 職員係
電話0765（52）1122 内線214

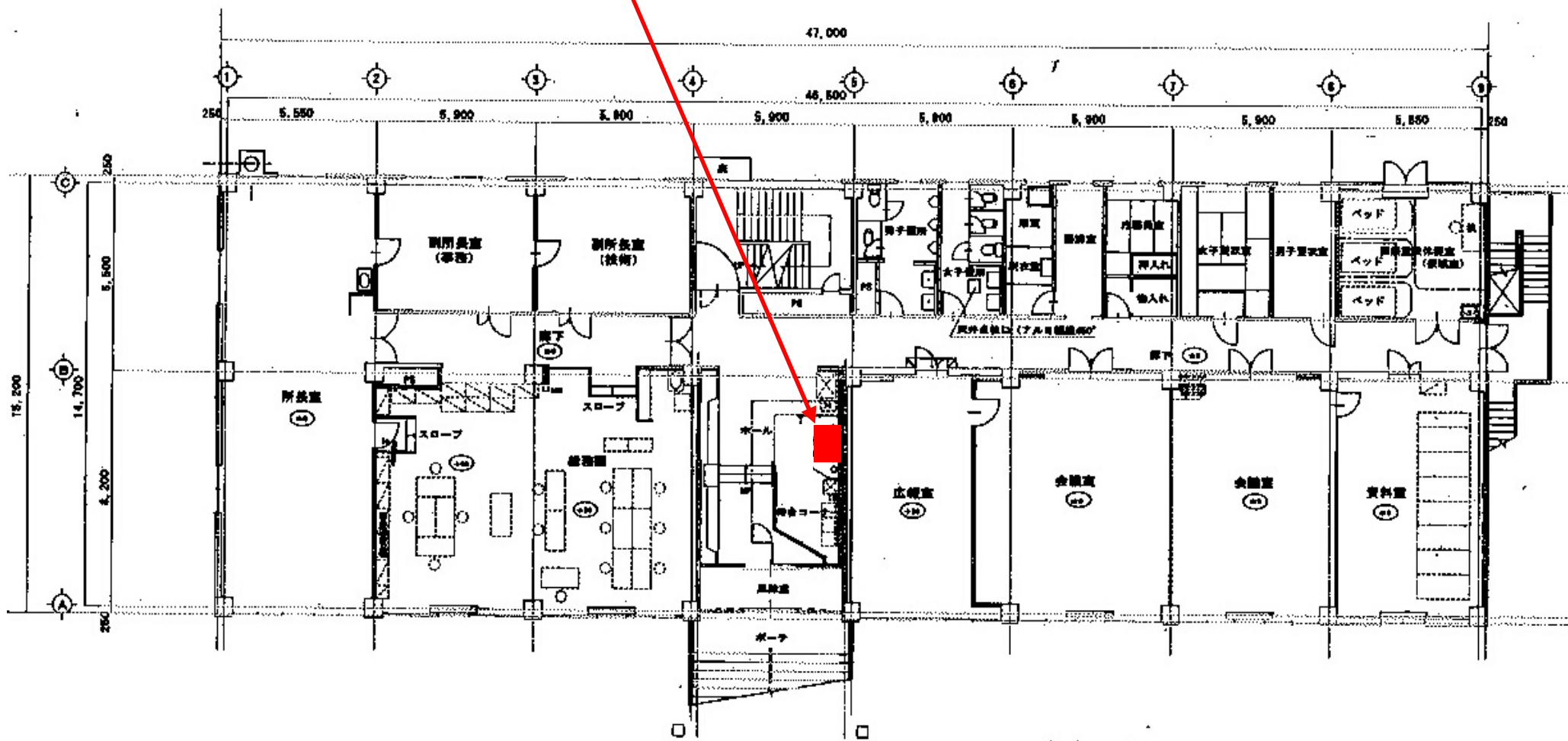
施 設 概 要

- ◆施設名 黒部河川事務所
- ◆所在地 富山県黒部市天神新173番地
- ◆庁舎利用者数 約45名
- ◆年間利用見込本数 約5,000本（令和5年度上半期実績より）
- ◆自動販売機(飲料)
 - ・設置台数 1台
 - ・設置場所 2階
 - ・自販機の使用面積 1.44㎡程度(1台あたり)
 - 自販機(転倒防止版含む) 1.16m×0.9m
 - ダストボックス 0.45m×0.45m×2台
 - ・電力 100V

※別紙「平面図」参照

別紙「平面図」

自動販売機(清涼飲料)



2 階 平 面 図
庁 舎

営業条件(自動販売機 飲料)

項目	営業条件
施設の目的	黒部河川事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービス提供のための施設である。
営業開始予定日	令和6年4月1日
営業日	通年とする
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、受託者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は令和7年3月31日までとするが、委託者が認めた場合は5年に限り更新ができるものとする。
報告事項等	契約書(案)による。
提供価格	標準小売価格より安価であること。
庁舎への出入り等	庁舎管理規則に従うものとする。
営業時間	24時間 ただし、委託者との打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	自動販売機による販売とする。
精算方法	現金による販売とする。また、現金及びキャッシュレス決済による販売も可とする。
メニュー	お茶、コーヒー、紅茶、ジュース等の缶飲料、ペットボトル飲料を提供することとし、常に不足の無いよう補充すること。 銘柄については、委託者の要望に応じるよう努めること。
備品類	自動販売機等その他運営上必要な備品類については、受託者が用意すること。 備品類の修理及び更新等は、受託者において行うものとする。
消耗品類	運営上必要な消耗品類については、受託者が用意すること。
国有財産使用料	使用料は選定者より提案された額とする。(ただし、国が算定する使用料の目安額(1㎡当たり11,961円(税抜き))以上の額とする。) また、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。 なお、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託者が行うものとする。 電気料については、応分の負担が必要となる。自動販売機毎に電気メーターを設置し、使用量が確認できるようにすること。 自動販売機には、地震時に備え転倒防止装置を講ずること。 空き缶等の回収箱を設置し、定期的に回収すること。 設置可能面積として空き缶等回収箱、転倒防止装置等を含め、1.44㎡程度を予定している。

営業条件に係る補足説明事項

①	自動販売機経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
②	営業に当たっては法令及び規則を遵守すること。
③	営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④	事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤	設備及び物品の善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。
⑥	営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする こと。
⑦	契約期限は令和7年3月31日までとし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑧	営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

自動販売機の設置・運営に関する契約書（案）

国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長 湯原 麻子（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置・運営（以下「設置・運営」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所の職員の福利厚生を増進する目的をもって、自動販売機（清涼飲料）を別表第1の施設に設置し運営する。

（譲渡の禁止）

第2条 乙は、設置・運営の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は、請け負わせてはならない。

（設置場所等）

第3条 甲は、乙に対して設置・運営に必要な場所（以下「設置場所等」という。）の使用を有償により許可する。設置場所等は、別紙図面のとおりとする。

（設置場所等の管理義務）

第4条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って設置場所等を管理しなければならない。
2 乙は、乙の責に帰する事由により、設置場所等の全部又は一部を棄損、滅失したときは、甲に対してその損害を賠償するものとする。

（災害予防）

第5条 乙は、第3条に規定する設置場所の使用にあたっては、消防法、国土交通省庁舎管理に関する訓令その他関係法令を遵守し、災害の予防に特に留意するものとする。

（設置場所等の使用上の制限）

第6条 乙は、設置場所等の全部又は一部を第三者に貸与し、又は使用させ若しくは設置・運営以外の目的に使用してはならない。

（設置場所等の変更）

第7条 自動販売機及び設置場所等の変更等を行うときは、あらかじめ双方協議を行い、甲の承認を受けるものとする。

（名義使用の制限）

第8条 運営上必要な第三者との一切の取引は、乙の名義及び責任において行うものとし、甲の名義を使用してはならない。

（第三者に対する損害賠償）

第9条 乙は設置・運営にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（販売品目及び価格の決定）

第10条 販売品目及びその価格については、別表第2のとおりとする。

（販売品目及び価格の変更）

第11条 乙は、前条の販売品目を変更し、又は価格を改定しようとする場合は、甲に報告するものとする。

(売上高の報告)

第12条 乙は、年度内の半期毎の売上高を、各半期の翌月の末日までに甲に報告するものとする。

(運営状況等の資料の提出及び指導)

第13条 乙は、甲から運営状況等について資料の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

- 2 甲は、施設の適切な運営を維持するために必要があると認めた場合は、乙に対して必要な指示をすることができる。この場合に、販売品目及び価格の改定の必要があると認められるときは、甲乙協議し、別途覚書を締結するものとする。

(持込品等の管理)

第14条 乙は、乙の持ち込んだ設置・運営上必要な備品類、消耗品類等について、その管理の一切の責に任ずるとともに、棄損滅失についての損害賠償その他一切の請求をすることができない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(商品管理等)

第15条 乙は、自動販売機に格納されている商品を点検し、常に新鮮な商品を補充しておかなければならない。

なお、乙は、この際、食品衛生法等に規定される販売を禁止される物品に該当するもの、またはその恐れがあるものが生じていれば必ず除去しておく等、取り扱う商品を適正に管理すること。

- 2 乙は、販売により発生するごみの回収等販売機周辺の清掃を行い、その管理の一切の責を負うものとする。
- 3 乙は、甲の職員が常時正常な状態で利用できるよう、維持管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、設置・運営するうえで被ったいかなる損害についても甲に補償を求めることはできない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(身元保証等)

第17条 乙は、従業員の身元保証、健康管理、就業等に伴う全ての結果について責に任ずるものとする。

(経費の負担)

第18条 乙は、設置・運営に伴い次の各号に掲げる経費を負担する。

- 一 当該自動販売機(転倒防止板、ゴミ箱等附属設備含む)が占有する面積応分の固有財産使用料
- 二 自動販売機へ供給する電力の使用料(以下、「電力使用料」という。)
なお、電力使用料については、自動販売機に使用量を計測するメーターを乙の負担で設置し、その使用量応分の金額を乙が負担するものとする。
- 三 人件費、保健衛生費、備品費、消耗品費、公租公課、設備費、その他運営に必要な一切の費用を負担する。

(無償運営)

第19条 甲は、乙に対し設置・運営に伴う報酬その他いかなる代価をも支払わない。

(契約期間)

第20条 この契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、有効期間満了1ヶ月前に甲、乙双方から異議のない場合にあっては、更に1年間順次に契約を更新するものとする。ただし、令和11年3月31日までの時期に本運営の見直しを実施するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、この契約の有効期間中といえども、乙がこの契約に定める義務を履行しなかったとき、または業績が不良と認められたときは、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められたときは、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 乙は、甲に対し第1項又は第2項各号の規定により契約の解除をした場合、これにより異議申し立て、営業権の補償等の損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

第22条 甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、3ヶ月以上前に文書をもって申し出て、この契約を解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の契約の解除に準用する。

(契約満了等の場合の措置)

第23条 契約期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲の定めるところにより設置場所等を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の場合において、乙はこの契約に基づき投じた有益費等一切の費用があっても、これを甲に請求し、又は異議の申し立て、損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

(契約事項等の協議)

第24条 この契約書の条項に疑義又は定めていない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(法令等の厳守)

第25条 乙は、この契約書に定められた条項以外に、法令等の規則を厳守しなければならない。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各々がその 1 通を保有する。

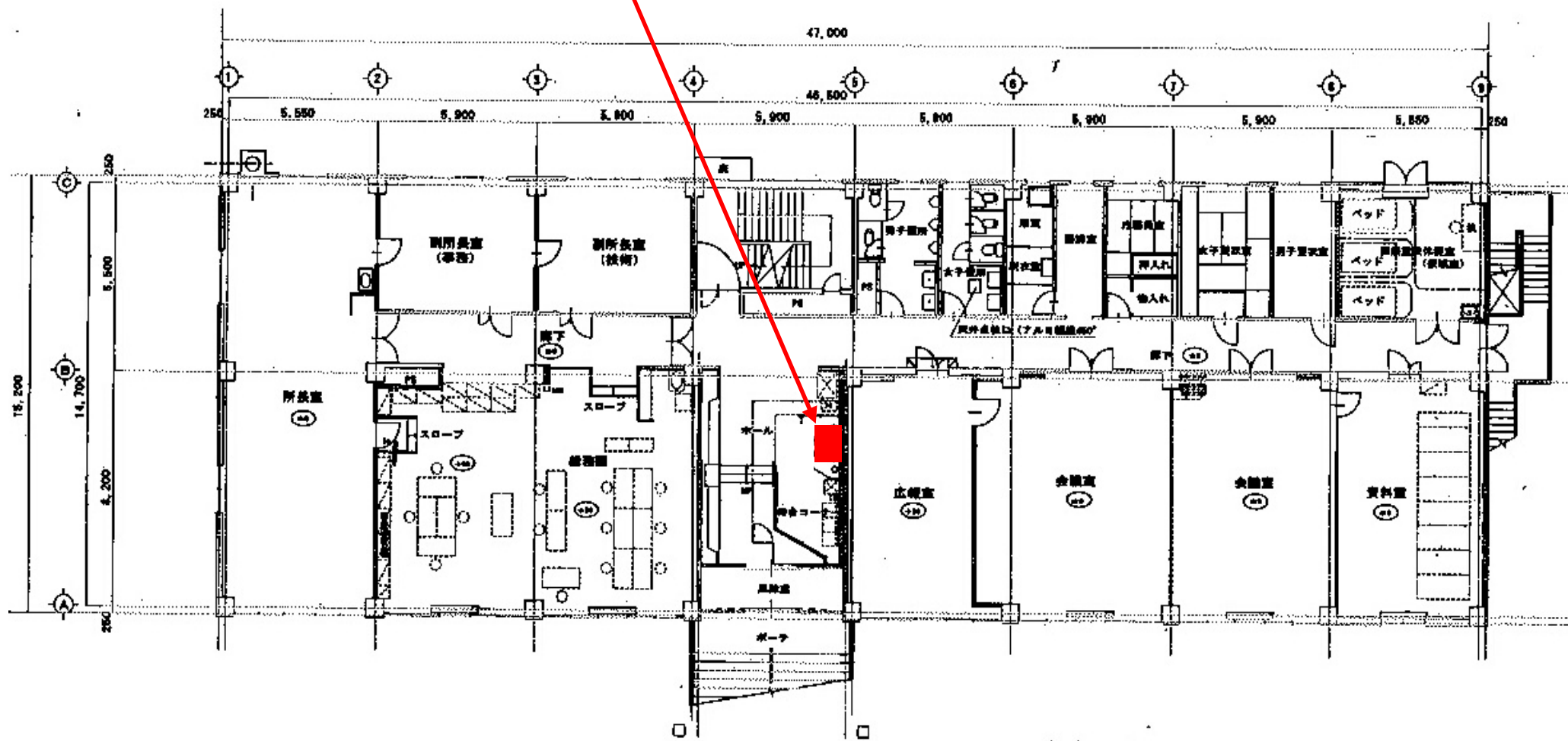
令和 年 月 日

甲 富山県黒部市天神新173
国土交通省北陸地方整備局
黒部河川事務所長 湯原 麻子

乙

別紙図面

自動販売機(清涼飲料)



2 階 平 面 図
庁 舎